

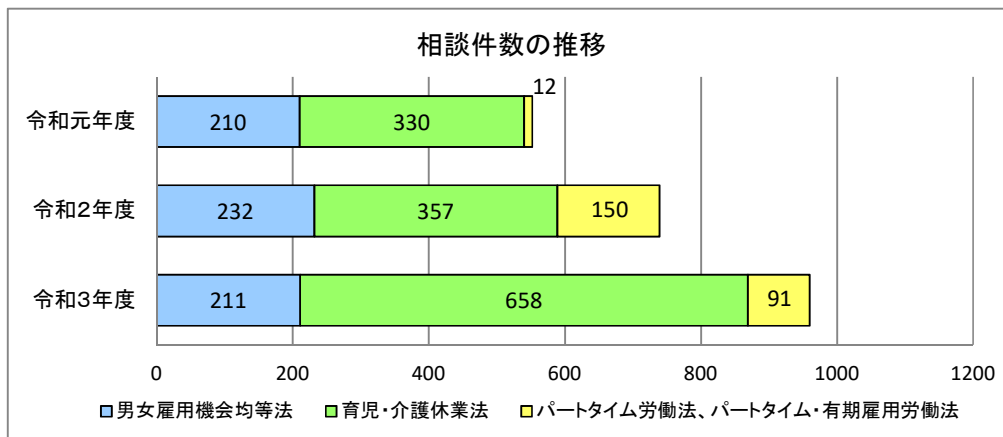
令和3年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

(1) 青森労働局で取り扱った相談、行政指導の件数

ア 相談件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男女雇用機会均等法	210 (38.0%)	232 (31.4%)	211 (22.0%)
育児・介護休業法	330 (59.8%)	357 (48.3%)	658 (68.5%)
パートタイム労働法、 パートタイム・有期雇用労働法	12 (2.2%)	150 (20.3%)	91 (9.5%)
合計	552 (100.0%)	739 (100.0%)	960 (100.0%)

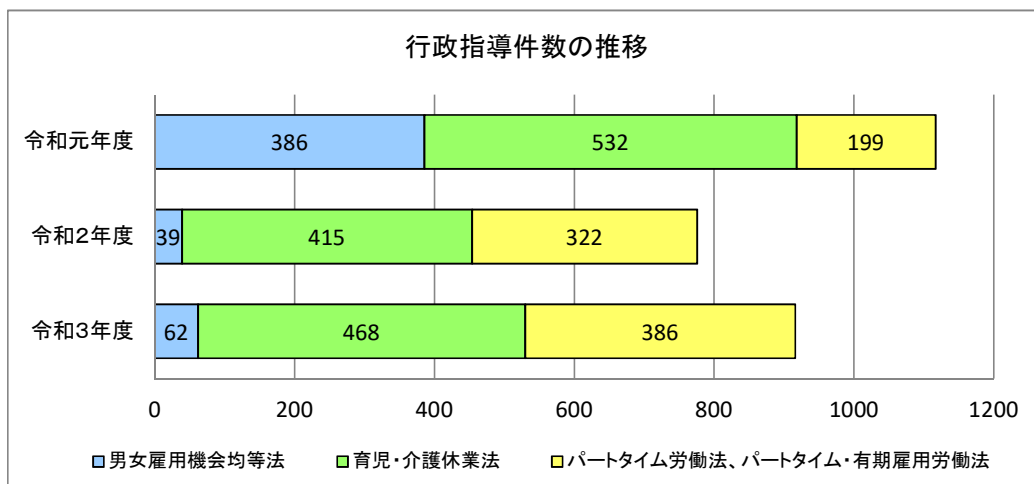


イ 行政指導件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男女雇用機会均等法	386 (34.5%)	39 (5.0%)	62 (6.8%)
育児・介護休業法	532 (47.6%)	415 (53.5%)	468 (51.1%)
パートタイム労働法、 パートタイム・有期雇用労働法	199 (17.8%)	322 (41.5%)	386 (42.1%)
合計	1,117 (100.0%)	776 (100.0%)	916 (100.0%)

※「第19条助言」は除く。



(2)男女雇用機会均等法

ア 相談件数

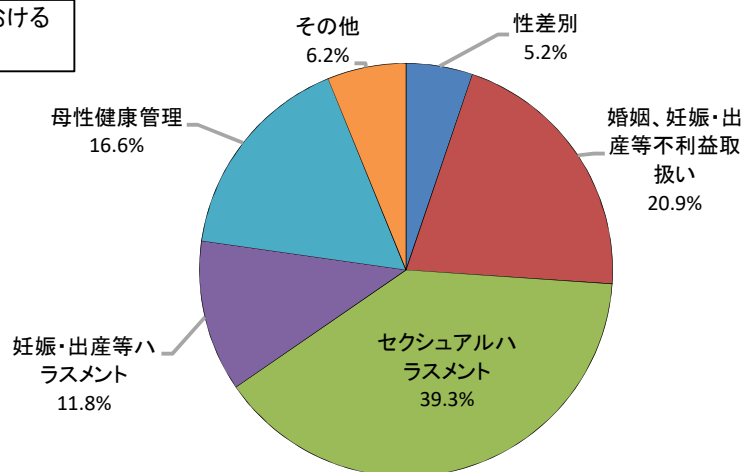
【相談内容の内訳】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	24	7	11
不利益取扱い(第9条関係)	37	71	44
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	95	95	83
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	25	18	25
母性健康管理(第12条、13条関係)	26	34	35
その他	3	7	13
合 計	210	232	211

【相談内容別割合】

(注)令和3年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
募集・採用(第5条関係)	3	0	0
配置、昇進、教育訓練等(第6条関係)	0	0	0
間接差別(第7条関係)	0	0	0
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	2	3	0
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	131	16	6
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	135	16	5
母性健康管理(第12条、13条関係)	115	4	51
合 計	386	39	62

(3) 育児・介護休業法

ア 相談

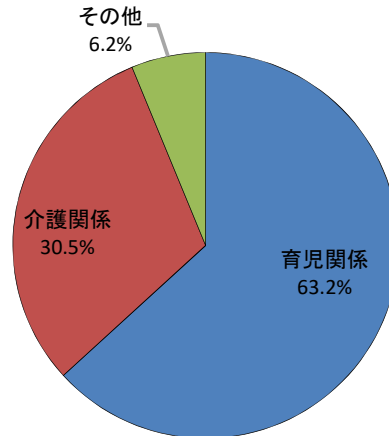
【相談内容の内訳1】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
育児関係	223	215	416
介護関係	100	119	201
その他(職業家庭両立推進者等)	7	23	41
合 計	330	357	658

【相談内容別割合】

(注)令和3年度度における
相談件数=100%



【相談内容の内訳2】

(件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
育児関係	育児休業 (第5条関係)	95	97	220
	育児休業以外 (子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	71	75	112
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	40	26	54
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	9	8	14
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	8	9	16
	小 計	223	215	416
介護関係	介護休業 (第11条関係)	50	51	109
	介護休業以外 (介護休暇[第16条の5、第16条の6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	45	58	73
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	1	2	3
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	1	2	4
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	3	6	12
小 計	100	119	201	
その他(職業家庭両立推進者等)		7	23	41
合 計		330	357	658

イ 行政指導件数

(件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
育児関係	育児休業(第5条関係)	73	35	44
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	25	15	37
	所定外労働の制限(第16条の8関係)	9	4	3
	時間外労働の制限(第17条関係)	22	12	10
	深夜業の制限(第19条関係)	3	3	2
	3歳までの勤務時間短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	32	16	14
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第1項関係)	91	99	105
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	0	8	5
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関係)	7	14	6
	休業に係る不利益取扱い事案	0	1	0
小 計		262	207	226
介護関係	介護休業(第11条関係)	84	45	55
	介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	12	9	33
	所定外労働の制限(第16条の9関係)	10	7	5
	時間外労働の制限(第18条関係)	4	6	3
	深夜業の制限(第20条関係)	3	5	1
	勤務時間短縮等の措置(第23条第3項関係)	80	45	50
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第2項関係)	15	23	29
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	0	8	5
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	0	0	1
休業等に係る不利益取扱い事案	0	1	0	
小 計		208	149	182
職業家庭両立推進者		62	59	60
合 計		532	415	468

(4) パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法

ア 相談件数

【相談内容の内訳】

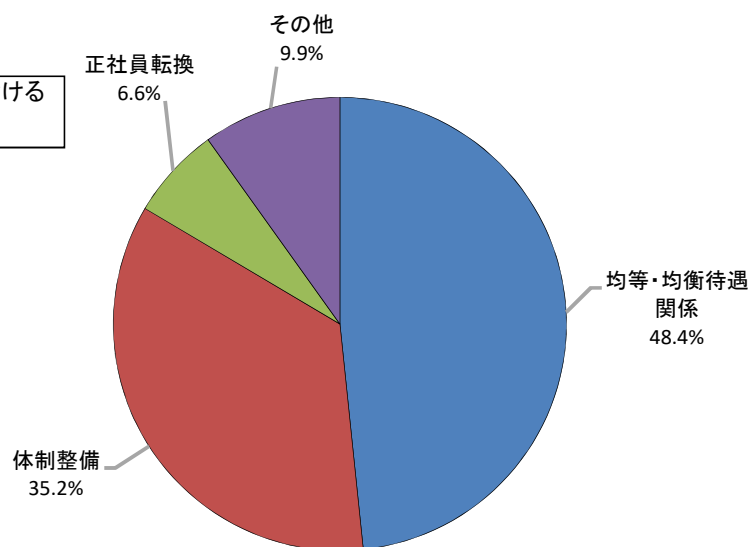
(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
均等・均衡待遇関係(第8条、9条、10条、11条、12条)	2	75	44
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	1	38	32
正社員転換(第13条)	3	15	6
その他(指針等)	6	22	9
合計	12	150	91

※令和元年度までは「パートタイム労働法」、令和2年度から「パートタイム・有期雇用労働法」である。

【相談内容別割合】

(注)令和3年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労働条件の文書交付等(第6条関係)	0	54	79
就業規則の作成手続(第7条関係)	0	40	50
不合理な待遇の禁止(第8条関係)			12
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	0	1
賃金(第10条関係)	31	18	7
教育訓練(第11条関係)	15	10	4
福利厚生施設(第12条関係)	0	0	0
通常の労働者への転換(第13条関係)	75	56	60
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	70	61	65
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0	0
相談のための体制整備(第16条関係)	0	22	24
短時間雇用管理者(第17条関係)	3	28	32
指針関係	5	33	52
合計	199	322	386